

# 「長井市避難行動要支援者の 避難行動支援制度」について



長井市では、平成22年3月から既に「長井市災害時要援護者避難支援プラン」を推進してまいりましたが、昨今の大規模災害を教訓に災害対策基本法の一部が改訂され、避難の支援をより確かなものとするため、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられ、また本人の同意を得て、災害時に避難支援等に携わる避難支援等関係者の皆様に、平常時から名簿を提供できるようになりました。

このことから本市においても「長井市避難行動要支援者の避難行動支援制度」として、更に取り組みを推進することといたしました。

市民の皆様にもぜひこの取り組みにご理解ご協力を頂き、災害時に一人でも多くの方が助かる地域をめざし、一緒に活動に取り組んでくださるようお願いいたします。

## 長井市

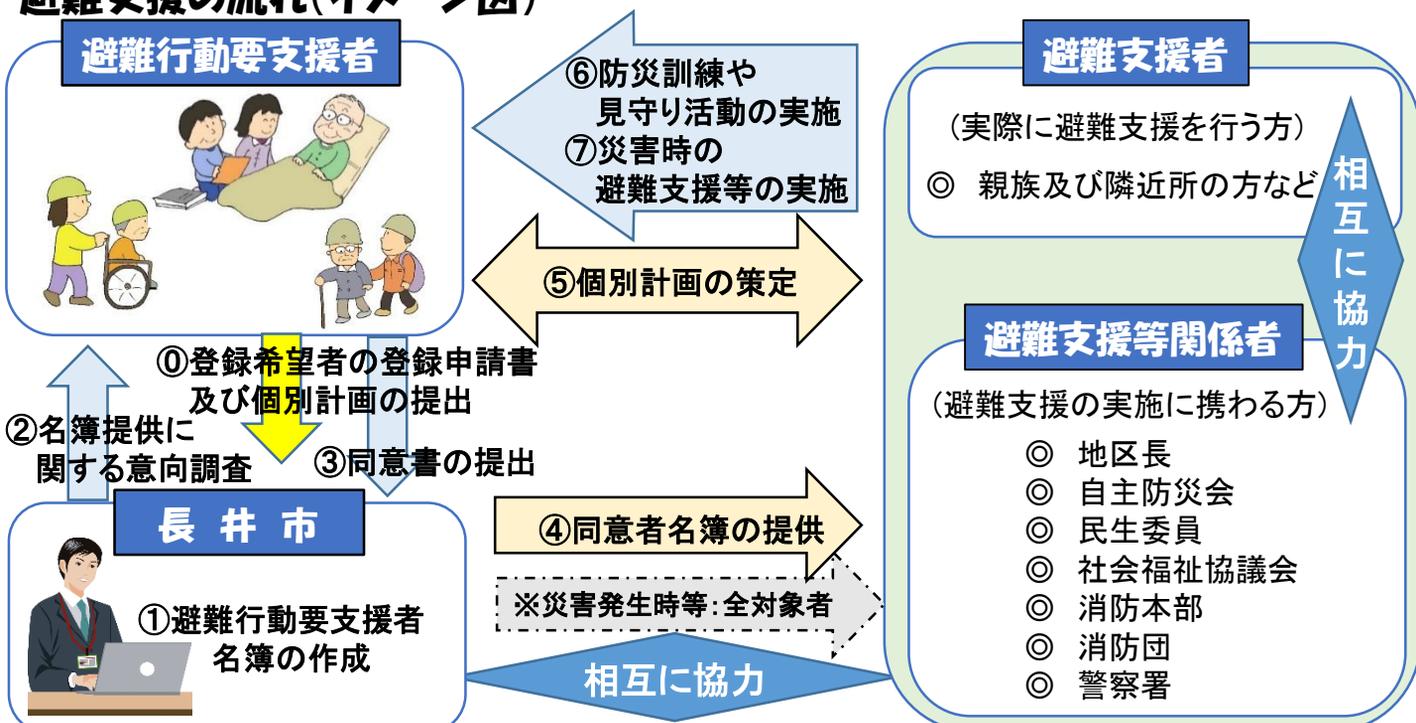
お問い合わせ先 : 長井市総務課危機管理室  
住所 : 〒993-8601 長井市ままの上5番1号  
TEL : (0238) 84-2111 FAX : (0238) 83-1070  
E-mail : [soumu@city.nagai.yamagata.jp](mailto:soumu@city.nagai.yamagata.jp)

# 避難行動要支援者とは

災害時自ら避難することが困難で、特に支援を要する在宅者

- 65歳以上の要介護者3以上の高齢者のみの世帯(単身世帯含む)の者
- 75歳以上の高齢者のみの世帯(単身世帯含む)の者
- 障害者手帳(体幹・上下肢1～2級、視覚・聴覚1～2級)を所持する者
- 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- 精神保健福祉手帳1級を所持する者
- 障害者総合支援法のサービス給付を受けている難病患者等で人工呼吸器等の医療機器を使用している者
- 上記以外の者で、自ら避難することが困難で支援が必要と認められる者

## 避難支援の流れ(イメージ図)



**①避難行動要支援者名簿の作成**  
市の関係各課で把握している情報を集約して作成します。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由などが掲載されます。

**②名簿提供に関する意向調査**  
名簿情報を平常時から外部提供することについて、市から意思確認を行います。

**①登録希望者の登録申請書及び個別計画の提出**  
提出された申請書及び個別計画を地域の避難支援等関係者に状況を確認し、関係課で名簿掲載を検討。

**③同意書の提出**  
同意書に「同意」又は「不同意」の意思を示して、市まで提出をお願いします。

**④同意者名簿の提供**  
同意のあった避難行動要支援者の名簿を、避難支援等関係者に提供します。  
※なお災害発生時等は、全対象者の名簿を提供します。

**⑤個別計画の策定**  
避難行動要支援者(家族含む)と避難支援等関係者が協力しながら、個々人の避難支援の計画(個別計画)を策定します。

**⑥防災訓練や見守り活動の実施**  
名簿情報を活用して避難行動要支援者への声かけや見守り活動を行い、地域の中でのつながりを育みます。

**⑦災害時の避難支援等の実施**  
災害が起こった場合は、個別計画に基づき避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行います。

# よくある質問 Q & A

## 避難行動要支援者からの質問

**Q** 名簿情報の提供に同意すれば必ず助けてもらえるのですか？

**A** 避難支援者の方も被災することがあります。ですから必ずしも避難支援が受けられるとは限りません。支援を希望された方自身も、常に「自分のことは自分で守る」という意識を持って、日頃から周囲の方との積極的なコミュニケーションをとることを心がけてください。

**Q** 避難支援者は複数名必要ですか？

**A** 避難支援者は複数名いることが望ましいですが、選定が困難な場合は、地域の避難支援等関係者や市の総務課危機管理室にご相談ください。

**Q** 個人情報の管理は十分にされるのか？

**A** 長井市では、関係法令や条例等に基づき適切に管理運用を行います。また、名簿や個別計画は避難支援の目的にのみ利用いたします。避難行動要支援者本人が提供に同意した以外の方に、知られることのないように厳重に管理されます。

**Q** 避難行動要支援者になると必ず同意書や個別計画の提出が必要なのですか？

**A** 必ずしも提出する必要はありません。しかし、災害時避難に不安がある場合は、地域の中で避難支援を受けるためにも同意書の提出や個別計画の作成について検討をお願いします。

**Q** 名簿情報の提供に同意しなかった場合はどうなりますか？

**A** 災害発生時やその恐れが高い場合には、同意がなくとも避難支援等関係者に情報を提供し、安否確認や避難誘導等の支援を行うこととなりますが、そのタイミングはかなり遅くなると考えられます。

## 避難支援等関係者からの質問

**Q** 避難行動要支援者やその家族から避難支援者の選定や、個別計画作成の協力などの依頼があった場合は、どのように行えばよいのですか？

**A** 地区長、自主防災会、民生委員など地域の避難支援等関係者が相談し、避難行動要支援者本人の意向を尊重しながら、地域の状況に合った選定や作成の支援をお願いします。災害時には当然市が様々な支援を行いますが、災害規模が大きくなると市の支援能力は低下する一方で、支援を必要とする方が多くなります。そのような場合に、地域の方同士で協力し、助け合うことが、一人でも多くの避難行動要支援者の生命、身体を守ることに繋がります。そのための準備として、地域(避難支援等関係者)で、避難支援者の選定や個別計画づくりを行うことで、お互いに顔の見える関係を作っていただきたいと考えています。なお、ご不明な点は総務課危機管理室までご相談ください。

**Q** 提供された同意者名簿にはどのような義務や責任が発生しますか？

**A** 同意者名簿の提供を受けた方は、災害対策基本法により守秘義務が課せられます。正当な理由なく他者に同意者名簿の記載内容を漏らすことは、避難行動要支援者本人だけでなく、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねず、ひいては名簿制度の実効性を大きく損なう恐れがあります。適正な管理をお願いします。

## 避難支援者からの質問

**Q** 避難支援者の責任は重すぎないのか？

**A** 災害時は、避難支援者も被災することがあります。まずご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲で支援をお願いするもので、責任を負うものではありません。